

松江市立学校スクールバスの運行に関する規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 18 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第 2 号

松江市立学校スクールバスの運行に関する規則

松江市立学校スクールバスの運行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「公立学校」という。）に通学する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）のため運行するスクールバス（以下「バス」という。）の運行及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運行対象校)

第2条 バスを定期運行する公立学校は、次のとおりとする。

- (1) 秋鹿小学校
- (2) 古江小学校
- (3) 島根小学校、島根中学校
- (4) 美保関小学校、美保関中学校

(利用対象者)

第3条 バスを利用できる者は、通学距離が小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）にあつては片道おおむね4キロメートル以上、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）にあつては片道おおむね6キロメートル以上である児童生徒とする。ただし、松江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用料金)

第4条 バスの利用料金は、これを徴しない。

(目的外使用)

第5条 バスは、児童生徒の通学の用に供する目的以外で運行してはならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(運行計画)

第6条 バスの利用対象地域、運行経路、運行日程、発着時刻等の運行計画は、別に定める。

(運行及び管理の委託)

第7条 バスの運行及び管理は、その業務の一部又は全部を委託することができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、バスの運行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行する。